

## 感染症の予防・まん延の防止のための措置について

(令和6年4月から義務化)

事業所内で感染症を予防し、又はまん延しないように

- 対策を検討する**委員会**の定期的な開催と従業者への結果の**周知**
  - 予防・まん延防止のための**指針**の整備
  - 予防・まん延防止のための**研修**及び**訓練**の定期的な実施
- が必要です。

\*一部のサービス種別を除きます。

Q1:委員会の設置は事業所ごとに行う必要がありますか？ また、すでに法人内にある委員会とは別に設置しないといけませんか？

A1:法人単位での設置や、他の会議体との一体的な設置・運営も可能です。

Q2:委員会の開催は、テレビ会議でも可能ですか？

A2:可能です。

Q3:委員会と研修は、どれくらいの頻度が必要ですか？

A3:委員会は、おおむね6か月に1度、研修は年1回以上とされています。

Q4:指針の整備に当たって参考となるものはありますか？

A4:厚生労働省の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を踏まえて検討してください。